

～会費額のご確認方法について～

※市内に本店、本社のある事業所のみ適用されます。

【会費額のご確認方法】

- ① 10月末日現在の従業者数を別紙「会費算定用 従業者数確認票」に記入し、「会費算定用従業者数」を算出します。
- ② 算出いただいた「会費算定用従業者数」を会費基準表（別表1～2）に当てはめます。

【会費算定用 従業者数確認票の記入方法】

- (1) 市内従業者数については、**市内**に他の工場、支店、営業所等がある場合は、それらも含めた従業者数となります。
- (2) 従業者区分の①個人業主～③役員まで及び④常用雇用者**B**と**C**の人数を合算して「**小計**」欄にご記入ください。
- (3) ④常用雇用者「**I 正社員**」が**0名**の場合、「1日の平均労働時間」**A**の欄に「**8時間**」とご記入ください。
- (4) ④常用雇用者「**II 上記以外**」の「1日の労働平均時間」については、該当する従業者の人数で平均時間を求めてください。なお、小数点以下は端数切捨ててください。
- (5) 従業者区分の⑤臨時雇用者及び出向・派遣社員がいる場合は人数をご記入ください。
- (6) 「**小計**」欄人数と⑤臨時雇用者数・出向・派遣社員数を合算して「**合計**」欄にご記入ください。

【短時間雇用者の負担軽減措置について】

令和5年度以降の会費基準については、常用雇用者の正社員及び常用雇用者の短時間雇用者（契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト等）の人数で会費額を算出していますので、常用短時間雇用者が多い事業者は会費額が令和4年度以前より高くなることが考えられます。そこで、その負担を軽減するため、常用短時間雇用者の計算人数を正社員の平均労働時間で割り返した人数で会費額を決定しています。

計算方法は確認票の下段に記載してありますので、ご確認ください。

会費算定用 従業者数確認票

見本

※ 従業者内訳表 本年10月31日の従業者数の内訳をご記入ください。

区分	定義	従業者数	
		個人	法人・団体
従業者	当該事業所に所属し働く人。個人業主の専従者も含む。他の事業所へ出向・派遣している人を含み、他の会社から出向・派遣されている人は含まない。		
①個人業主	個人経営の事業所で実際に経営する人。	人	
②家族専従者	個人業主の家族で、仕事を手伝う人。	人	
③役員	法人・団体の取締役、理事など。		2人
④常用雇用者	期間を定めずに雇用する人。1か月超の期間を定めて雇用する人。毎月18日以上雇用する人。(いずれかに該当の人)	1日の平均労働時間	× 当該人数 = 計算人数
I 正社員	常用雇用者のうち、正社員の人。 ※正社員が0名の場合、「1日の平均労働時間」を8時間と記入。	8 A 時間	× 16 B 人 = 128 人
II 上記以外	常用雇用者で契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト等の。(短時間雇用者)	5 時間	× 10 C 人 = 50 D 人
小 計 (①+②+③+④欄B+④欄C)			28人
⑤臨時雇用者	④に該当せず、1か月以内の期間を定めて雇用する人や日々雇用する人など。(パート、アルバイト等含む)		2人
出向・派遣社員	出向元に籍を置いたまま、貴事業所で勤務する人。または、労働者派遣法という派遣労働者で、貴事業所に勤務する人。		0人
合 計 (小計+⑤臨時雇用者+出向・派遣社員) ※上記市内従業者数と異なる場合は訂正願います。			30人

労働時間は端数切捨です。
【例】 7.45時間⇒7時間

平均時間をご記入ください。

【例】

5時間勤務7名、6時間勤務3名の場合
 $(5H \times 7名 + 6H \times 3名) \div 10名 = 5.3 \Rightarrow 5時間$

短時間雇用者の従業者数調整欄

D(常用短時間雇用者計算人数) ÷ A(常用正社員平均労働時間) = 常用短時間雇用者人数(小数点以下切捨)			
50	÷	8	= 6人 E
会費算定用従業者数(①+②+③+④欄B+E)			24人

この人数をもとに会費を決定します。
別紙会費基準表でご確認ください。

会費算定用 従業者数確認票

※ 従業者内訳表 本年10月31日の従業者数の内訳をご記入ください。

区 分	定 義	従業者数				
従 業 者	当該事業所に所属し働く人。個人業主の専従者も含む。他の事業所へ出向・派遣している人を含み、他の会社から出向・派遣されている人は含まない。	個人	法人・団体			
①個人業主	個人経営の事業所で実際に経営する人。	人				
②家族専従者	個人業主の家族で、仕事を手伝う人。	人				
③役 員	法人・団体の取締役、理事など。			人		
④常用雇用者	期間を定めずに雇用する人。1か月超の期間を定めて雇用する人。毎月18日以上雇用する人。(いずれかに該当の人)	1日の平均 労働時間	×	当該人数	= 計算人数	
I 正社員	常用雇用者のうち、正社員の人。 ※正社員が0名の場合、 「1日の平均労働時間」を8時間と記入。	A 時間	×	B 人	= 人	
II 上記以外	常用雇用者で契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト等の人。(短時間雇用者)	時間	×	C 人	= D 人	
小 計 (①+②+③+④欄B+④欄C)					人	
⑤臨時雇用者	④に該当せず、1か月以内の期間を定めて雇用する人や日々雇用する人など。(パート、アルバイト等含む)					人
出向・派遣社員	出向元に籍を置いたまま、貴事業所で勤務する人。または、労働者派遣法でいう派遣労働者で、貴事業所に勤務する人。					人
合 計 (小計+⑤臨時雇用者+出向・派遣社員) ※上記市内従業者数と異なる場合は訂正願います。					人	

短時間雇用者の従業者数調整欄

D(常用短時間雇用者計算人数)÷A(常用正社員平均労働時間)=常用短時間雇用者人数(小数点以下切捨)	
÷	= 人 E
会費算定用従業者数(①+②+③+④欄B+E)	人

別紙

別表 1 個人会員

従業者数	口数	会費額(円)
1～3	7	7,000
4～6	8	8,000
7～10	10	10,000
11～15	12	12,000
16～20	15	15,000
21～30	20	20,000
31～40	25	25,000
41～50	30	30,000
51～	40	40,000

別表 2 法人会員

従業者数	口数	会費額(円)	
		法人割	従業者割
1～3	13	13,000	3,000
4～6	16	16,000	4,000
7～10	20	20,000	5,000
11～15	26	26,000	6,000
16～20	32	32,000	7,000
21～25	40	40,000	10,000
26～30	48	48,000	13,000
31～40	56	56,000	16,000
41～50	65	65,000	20,000
51～75	75	75,000	25,000
76～100	85	85,000	30,000
101～150	100	100,000	40,000
151～200	130	130,000	60,000
201～250	160	160,000	80,000
251～300	190	190,000	100,000
301～400	240	240,000	120,000
401～500	300	300,000	150,000
501～	380	380,000	200,000

※個人会員・法人会員とも会費口数は1口1,000円。

※算定基準は10月末日現在の従業者数とする。

別表 3 役職別特別会費額

役 職	金 額 (円)
会 頭	300,000
副会頭	100,000
常議員	20,000
監 事	20,000